



長野県報

9月9日(月)
令和元年
(2019年)
第37号

目 次

告 示

公共測量の実施（2件）（建設政策課）	1
公共測量の終了（建設政策課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

公 告

土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	2
砂利採取業務主任者試験の実施（河川課）	2
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	3
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（人材育成課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（鑑識課）	5

告 示

長野県告示第177号

国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和元年6月28日から令和元年12月20日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

長野県告示第178号

松本市长から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

地図情報レベル2500数値地形図データ整備

地図情報レベル10000数値地形図データ整備

2 作業期間

令和元年8月26日から令和2年3月27日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第179号

宮田村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）

2 作業期間

平成31年4月5日から令和元年7月31日まで

3 作業地域

上伊那郡宮田村

建設政策課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 254号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字山部字極楽坂13番の1地先から 北佐久郡立科町大字字山字蟹窪525番の1地先まで	旧	m 4.2~36.0	km 1.9462
同上	新	m 4.2~36.0 9.0~199.0	km 1.9462 1.1498

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 144号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市真田町長字湯ノ平2269番の2地先から 上田市真田町長字湯ノ平176番の2地先まで	旧	m 7.0~7.5	km 0.2877
同上	新	m 7.0~7.5 10.5~23.2	km 0.2877 0.3200

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月30日まで、

長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 路線名 254号

- 2 供用を開始する区間

北佐久郡立科町大字山部字極楽坂13番の1地先から

北佐久郡立科町大字字山字蟹窪525番の1地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和元年9月21日 正午

道路管理課

**公告**

令和元年9月4日、安曇野市矢原堰土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験日時

令和元年11月8日（金）午前10時から正午まで

- 2 試験場所

諏訪市上川1-1644-10 長野県諏訪合同庁舎 講堂

- 3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

- (1) 砂利の採取に関する法令

- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

- 4 出題形式

出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とします。

- 5 受験手続

- (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（手札形（縦8cm×横6cm）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽の正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）

- (2) 受験手数料

受験手数料（8,100円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。

- (3) 受付期間